

旧下関地区（令和7年度）  
水質基準項目の検査（試験）頻度

検査項目	原水				浄水場の出口				給水栓							基本の検査頻度	検査頻度の設定理由		
	水屋川利水受水原水	内原	日水	御原	崎水	長府浄水場1・2号送水	長府浄水場3号送水	高配水池出口	尾日配水池出口	和山	竹の子島町給水栓	吉田地方給水栓	久野給水栓	中之町給水栓	老給水栓			町御給水栓	崎給水栓
基01	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基02	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基03	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基04	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基05	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基06	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基07	ヒ素及びその化合物	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	原水の状況から、基本の検査頻度とする。御崎給水栓では過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基08	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基09	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基12	フッ素及びその化合物	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。御崎給水栓では、原水の状況から、基本の検査頻度とする。
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基21	塩素酸	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基22	クロロ酢酸	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基23	クロロホルム	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。なお、御崎原水では過去に定量下限値付近で検出があるため、年4回とする。
基24	ジクロロ酢酸	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基25	ジブromクロロメタン	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基26	臭素酸	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基27	総トリハロメタン	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基28	トリクロロ酢酸	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基29	ブromジクロロメタン	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基30	ブromホルム	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基31	ホルムアルデヒド	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基33	アルミニウム及びその化合物	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	浄水処理に使用する薬品の使用状況から、基本の検査頻度とする。御崎給水栓では過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性が低いため、年1回とする。
基34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。御崎給水栓では過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。
基40	蒸発残留物	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。御崎給水栓では過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。
基41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基42	ジェオスミン <sup>※1</sup>	12	12	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	12	12	基本の検査頻度とする。御崎給水栓については、地下水を原水としており、当該項目を産出する藻類発生のおそれがないため年1回とする。なお、御崎原水では当該項目を検出するおそれは極めて低いが、年1回試験を実施する。
基43	2-メチルイソボルネオール <sup>※2</sup>	12	12	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	12	12	基本の検査頻度とする。御崎給水栓については、地下水を原水としており、当該項目を産出する藻類発生のおそれがないため年1回とする。なお、御崎原水では当該項目を検出するおそれは極めて低いが、年1回試験を実施する。
基44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基48	味	—	—	—	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基50	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。

備考 ① ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール  
 ② ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール  
 ③ 残留塩素の検査を、水質基準項目の検査と併せて年12回（毎月）実施する。

旧下関地区（令和7年度）  
水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

検査項目	原水				浄水場の出口				給水栓							
	木屋川利水受水	内原	日水	御原	崎水	長府浄水場1・2号送水	長府浄水場3号送水	高尾日配水池出口	尾和山配水池出口	竹の子島給水栓	吉田地方給水栓	久野給水栓	中之町給水栓	老町給水栓	町給水栓	御崎給水栓
管30	アルミニウム及びその化合物	1※1	1※1	1※1	—	—	—	—	—	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1
管18	マンガン及びその化合物	1※1	1※1	1※1	—	—	—	—	—	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1
管17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1※1	1※1	1※1	—	—	—	—	—	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1
管24	蒸発残留物	1※1	1※1	1※1	—	—	—	—	—	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1
管26	pH値	1※2	1※2	1※2	—	—	—	—	—	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2
管25	濁度	1※2	1※2	1※2	—	—	—	—	—	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2
管01	アンチモン及びその化合物	1	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管02	ウラン及びその化合物	1	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管03	ニッケル及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管05	1,2-ジクロロエタン	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
管08	トルエン	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管10	亜塩素酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管12	二酸化塩素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管13	ジクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管14	抱水クロラール	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管15	農薬類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管16	残留塩素	—	—	—	—	—	—	—	—	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2
管19	遊離炭酸	1	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管21	メチル-t-ブチルエーテル	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
管22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管23	臭気強度(TON)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管28	従属栄養細菌	1	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
管29	1,1-ジクロロエチレン	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
管31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタネン酸(PFOA)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 ① ※1は、水質基準項目の検査(試験)と重複するため水質管理目標設定項目の検査(試験)としては実施しない  
② ※2は、同日に実施する水質基準項目の検査(試験)において測定するもの

クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査頻度

検査項目	原水				浄水場の出口				給水栓							
	木屋川利水受水	内原	日水	御原	崎水	長府浄水場1・2号送水	長府浄水場3号送水	高尾日配水池出口	尾和山配水池出口	竹の子島給水栓	吉田地方給水栓	久野給水栓	中之町給水栓	老町給水栓	町給水栓	御崎給水栓
クリプトスポリジウム等	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大腸菌	1※	1※	4※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嫌気性芽胞菌	1	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 ※は、同日に実施する水質基準項目の試験において測定するもの

豊浦地区（令和7年度）  
水質基準項目の検査（試験）頻度

検査項目	原水					浄水場の出口 川棚浄水場 水送	給水栓 湯玉北 給水栓	基本の 検査頻度	検査頻度の設定理由
	川棚第1 原水	川棚第2 原水	川棚第3 原水	川棚第4 原水	川棚第5 原水				
基01	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基02	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基03	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基04	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基05	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基06	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基07	ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	原水の状態から、基本の検査頻度とする。
基08	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基09	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	原水の状態から、基本の検査頻度とする。
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基21	塩素酸	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基22	クロロ酢酸	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基23	クロロホルム	4	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。なお、川棚第1原水では過去に定量下限値付近での検出があるため、年4回とする。
基24	ジクロロ酢酸	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基25	ジプロモクロロメタン	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基26	臭素酸	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基27	総トリハロメタン	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基28	トリクロロ酢酸	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基29	プロモジクロロメタン	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基30	プロモホルム	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基31	ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基33	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	浄水処理に使用する薬品の使用状況から、基本の検査頻度とする。
基34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基40	蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。
基41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基42	ジエオスミン <sup>※1</sup>	1	1	1	1	1	12	12	基本の検査頻度とする。なお、地下水を水源とする原水では当該項目を検出するおそれは極めて低いが、年1回試験を実施する。
基43	2-メチルイソボルネオール <sup>※2</sup>	1	1	1	1	1	12	12	基本の検査頻度とする。なお、地下水を水源とする原水では当該項目を検出するおそれは極めて低いが、年1回試験を実施する。
基44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基48	味	—	—	—	—	—	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基50	色度	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。

備考 ① ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール  
 ② ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール  
 ③ 残留塩素の検査を、水質基準項目の検査と併せて年12回（毎月）実施する。

豊浦地区（令和7年度）  
水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

	検査項目	原水					浄水場の出口 川棚浄水場 水送	給水栓 湯玉北 給水栓
		川棚第1 水原	川棚第2 水原	川棚第3 水原	川棚第4 水原	川棚第5 水原		
管30	アルミニウム及びその化合物	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	—	1※1
管18	マンガン及びその化合物	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	—	1※1
管17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	—	1※1
管24	蒸発残留物	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1	—	1※1
管26	pH値	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2	—	1※2
管25	濁度	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2	—	1※2
管01	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1	—	1
管02	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1	—	1
管03	ニッケル及びその化合物	—	—	—	—	—	—	1
管05	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	—	1
管08	トルエン	1	1	1	1	1	—	1
管09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1	—	1
管10	亜塩素酸	—	—	—	—	—	—	—
管12	二酸化塩素	—	—	—	—	—	—	—
管13	ジクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	—	1
管14	抱水クロラール	—	—	—	—	—	—	1
管15	農薬類	—	—	—	—	—	—	—
管16	残留塩素	—	—	—	—	—	—	1※2
管19	遊離炭酸	1	1	1	1	1	—	1
管20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	—	1
管21	メチル-t-ブチルエーテル	1	1	1	1	1	—	1
管22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1	—	1
管23	臭気強度(TON)	—	—	—	—	—	—	1
管27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	—	—	—	1
管28	従属栄養細菌	1	1	1	1	1	—	1
管29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	—	1
管31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタネン酸(PFOA)	—	—	—	—	—	—	—

備考 ① ※1は、水質基準項目の検査(試験)と重複するため水質管理目標設定項目の検査(試験)としては実施しない  
② ※2は、同日に実施する水質基準項目の検査(試験)において測定するもの

クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査頻度

検査項目	原水					浄水場の出口 川棚浄水場 水送	給水栓 湯玉北 給水栓
	川棚第1 水原	川棚第2 水原	川棚第3 水原	川棚第4 水原	川棚第5 水原		
クリプトスポリジウム等	1	1	1	1	1	—	—
大腸菌	1※	1※	1※	1※	1※	—	—
嫌気性芽胞菌	1	1	1	1	1	—	—

備考 ※は、同日に実施する水質基準項目の試験において測定するもの

	検査項目	原水		給水栓		基本の検査頻度	検査頻度の設定理由
		市の瀬原水	小河水	二見給水栓	角島給水栓		
基01	一般細菌	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基02	大腸菌	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基03	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基04	水銀及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基05	セレン及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基06	鉛及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基07	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基08	六価クロム化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基09	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基14	四塩化炭素	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基20	ベンゼン	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基21	塩素酸	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基22	クロロ酢酸	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基23	クロロホルム	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基24	ジクロロ酢酸	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基25	ジブロモクロロメタン	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基26	臭素酸	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基27	総トリハロメタン	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基28	トリクロロ酢酸	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基29	ブロモジクロロメタン	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基30	ブロモホルム	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基31	ホルムアルデヒド	—	—	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基35	銅及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基40	蒸発残留物	4	1	4	1	4	過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。角島給水栓では過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基42	ジェオスミン <sup>※1</sup>	1	1	1	1	12	二見給水栓及び角島給水栓については、地下水を原水としており、当該項目を産出する藻類発生のおそれがないため年1回とする。なお、地下水を水源とする原水では当該項目を検出するおそれは極めて低いが、年1回試験を実施する。
基43	2-メチルイソボルネオール <sup>※2</sup>	1	1	1	1	12	二見給水栓及び角島給水栓については、地下水を原水としており、当該項目を産出する藻類発生のおそれがないため年1回とする。なお、地下水を水源とする原水では当該項目を検出するおそれは極めて低いが、年1回試験を実施する。
基44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基45	フェノール類	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基47	pH値	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基48	味	—	—	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基49	臭気	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基50	色度	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基51	濁度	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。

備考 ① ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール  
 ② ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール  
 ③ 残留塩素の検査を、水質基準項目の検査と併せて年12回（毎月）実施する。

豊北地区（令和7年度）  
水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

	検査項目	原水			給水栓	
		市の原水	瀬小原水	河内水	二見給水栓	角島給水栓
管30	アルミニウム及びその化合物	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1
管18	マンガン及びその化合物	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1
管17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1
管24	蒸発残留物	1※1	1※1	1※1	1※1	1※1
管26	pH値	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2
管25	濁度	1※2	1※2	1※2	1※2	1※2
管01	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1
管02	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1
管03	ニッケル及びその化合物	—	—	1	1	1
管05	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1
管08	トルエン	1	1	1	1	1
管09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1
管10	亜塩素酸	—	—	—	—	—
管12	二酸化塩素	—	—	—	—	—
管13	ジクロロアセトニトリル	—	—	1	1	1
管14	抱水クロラール	—	—	1	1	1
管15	農薬類	—	—	—	—	—
管16	残留塩素	—	—	1※2	1※2	1※2
管19	遊離炭酸	1	1	1	1	1
管20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1
管21	メチル-t-ブチルエーテル	1	1	1	1	1
管22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1
管23	臭気強度(TON)	—	—	1	1	1
管27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	1	1	1
管28	従属栄養細菌	1	1	1	1	1
管29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1
管31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	—	—	—	—

備考 ① ※1は、水質基準項目の検査(試験)と重複するため水質管理目標設定項目の検査(試験)としては実施しない  
 ② ※2は、同日に実施する水質基準項目の検査(試験)において測定するもの

クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査頻度

検査項目	原水			給水栓	
	市の原水	瀬小原水	河内水	二見給水栓	角島給水栓
クリプトスポリジウム等	1	1	—	—	—
大腸菌	1※	1※	—	—	—
嫌気性芽胞菌	1	1	—	—	—

備考 ※は、同日に実施する水質基準項目の試験において測定するもの

菊川地区（令和7年度）  
水質基準項目の検査（試験）頻度

	検査項目	原水				浄水場の出口	給水栓			基本の検査頻度	検査頻度の設定理由
		木田部 田部 原水	川部 第1 原水	田部 第2 原水	道原 部 水	市 水	菊川 浄水 場 給 水 栓	櫛 崎 給 水 栓	井 給 水 栓		
基01	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基02	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基03	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基04	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基05	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基06	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基07	ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。	
基08	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基09	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	1	4	4	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。櫛崎給水栓では原水の状態から、基本の検査頻度とする。	
基12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基21	塩素酸	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基22	クロロ酢酸	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基23	クロロホルム	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基24	ジクロロ酢酸	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基25	ジブromクロロメタン	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基26	臭素酸	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基27	総トリハロメタン	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基28	トリクロロ酢酸	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基29	ブromジクロロメタン	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基30	ブromホルム	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基31	ホルムアルデヒド	—	—	—	—	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基34	鉄及びその化合物	4	4	4	1	4	4	1	4	過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。櫛崎給水栓では過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基40	蒸発残留物	1	1	1	4	1	1	4	4	過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。櫛崎給水栓では過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基42	ジェオスミン※1	12	1	1	1	12	12	1	12	基本の検査頻度とする。櫛崎給水栓については、地下水を原水としており、当該項目を産出する藻類発生のおそれがないため年1回とする。なお、道市原水では当該項目を検出するおそれは極めて低いが、年1回試験を実施する。	
基43	2-メチルイソボルネオール※2	12	1	1	1	12	12	1	12	基本の検査頻度とする。櫛崎給水栓については、地下水を原水としており、当該項目を産出する藻類発生のおそれがないため年1回とする。なお、道市原水では当該項目を検出するおそれは極めて低いが、年1回試験を実施する。	
基44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基48	味	—	—	—	—	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基50	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	
基51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。	

備考 ① ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール  
 ② ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール  
 ③ 残留塩素の検査を、水質基準項目の検査と併せて年12回（毎月）実施する。

菊川地区（令和7年度）  
水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

検査項目	原水					浄水場の出口 菊川浄水場 送水	給水栓	
	木屋川 田部原水	田部 第1原水	田部 第2原水	道原	市水		櫛崎 給水栓	井巻 給水栓
管30	アルミニウム及びその化合物	1※1	1※1	1※1	1※1	—	1※1	1※1
管18	マンガン及びその化合物	1※1	1※1	1※1	1※1	—	1※1	1※1
管17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1※1	1※1	1※1	1※1	—	1※1	1※1
管24	蒸発残留物	1※1	1※1	1※1	1※1	—	1※1	1※1
管26	pH値	1※2	1※2	1※2	1※2	—	1※2	1※2
管25	濁度	1※2	1※2	1※2	1※2	—	1※2	1※2
管01	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	—	1	1
管02	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	—	1	1
管03	ニッケル及びその化合物	—	—	—	—	—	1	1
管05	1,2-ジクロロエタン	—	1	1	1	—	1	1
管08	トルエン	—	1	1	1	—	1	1
管09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	—	1	1
管10	亜塩素酸	—	—	—	—	—	—	—
管12	二酸化塩素	—	—	—	—	—	—	—
管13	ジクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	1	1
管14	抱水クロラール	—	—	—	—	—	1	1
管15	農薬類	—	—	—	—	—	—	—
管16	残留塩素	—	—	—	—	—	1※2	1※2
管19	遊離炭酸	1	1	1	1	—	1	1
管20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	—	1	1
管21	メチル-tert-ブチルエーテル	—	1	1	1	—	1	1
管22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	—	1	1
管23	臭気強度(TON)	—	—	—	—	—	1	1
管27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	—	—	1	1
管28	従属栄養細菌	1	1	1	1	—	1	1
管29	1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	1	—	1	1
管31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA) 及びペルフルオロオクタニル酸(PFOA)	—	—	—	—	—	—	—

備考 ① ※1は、水質基準項目の検査(試験)と重複するため水質管理目標設定項目の検査(試験)としては実施しない  
② ※2は、同日に実施する水質基準項目の検査(試験)において測定するもの

クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査頻度

検査項目	原水					浄水場の出口 菊川浄水場 送水	給水栓	
	木屋川 田部原水	田部 第1原水	田部 第2原水	道原	市水		櫛崎 給水栓	井巻 給水栓
クリプトスポリジウム等	1	1	1	—	—	—	—	—
大腸菌	1※	1※	1※	4※	—	—	—	—
嫌気性芽胞菌	1	1	1	4	—	—	—	—

備考 ※は、同日に実施する水質基準項目の試験において測定するもの

豊田地区（令和7年度）  
水質基準項目の検査（試験）頻度

検査項目	原水				浄水場の出口				給水栓				基本の検査頻度	検査頻度の設定理由
	白根川 支流原水	木戸内原水	屋川橋原水	木戸原水	稲見川 原水	三配水池 出口	豊大 浄水場 送水	河内 浄水場 送水	櫛原 浄水場 送水	今給 水栓	出 給 水 栓	敷 給 水 栓		
基01	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基02	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基03	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基04	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基05	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基06	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基07	ヒ素及びその化合物	1	4	4	4	1	4	4	1	4	4	4	4	原水の状況から、基本の検査頻度とする。今出給水栓では過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基08	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基09	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	4	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。殿居給水栓では原水の状況から、基本の検査頻度とする。
基20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基21	塩素酸	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基22	クロロ酢酸	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基23	クロロホルム	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基24	ジクロロ酢酸	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基25	ジブromクロロメタン	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基26	臭素酸	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基27	総トリハロメタン	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基28	トリクロロ酢酸	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基29	ブromジクロロメタン	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基30	ブromホルム	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基31	ホルムアルデヒド	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基33	アルミニウム及びその化合物	1	1	4	4	1	1	4	1	1	4	4	4	浄水処理に使用する薬品の使用状況から、基本の検査頻度とする。今出給水栓及び殿敷給水栓では浄水処理にアルミニウムを使用しておらず、また、過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	1	1	1	4	1	1	4	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。今出給水栓では過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。
基40	蒸発残留物	4	1	1	1	4	1	1	4	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。今出給水栓では過去に基準値の1/5を超過した事例があるため、基本の検査頻度とする。
基41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基42	ジオキサミン <sup>※1</sup>	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基43	2-メチルイソボルネオール <sup>※2</sup>	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	過去に高濃度の検出がなく、水源での汚染の可能性も低いため、年1回とする。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基48	味	—	—	—	—	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基50	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。
基51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	検査頻度の減は不可であるため、基本の検査頻度とする。

備考 ① ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール  
 ② ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール  
 ③ 残留塩素の検査を、水質基準項目の検査と併せて年12回（毎月）実施する。

豊田地区（令和7年度）  
水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

検査項目	原水				浄水場の出口			給水栓			
	白根川支流 原水	木屋川 大河内原水	木屋川 橋原原水	稲見川 原水	三 浄水場送水	豊大 河内 浄水場送水	内 櫛原 浄水場 豊田西送水	今 給水栓	出 殿 給水栓	敷 殿 給水栓	居 給水栓
管30	アルミニウム及びその化合物	1※1	1※1	1※1	1※1	—	—	—	1※1	1※1	1※1
管18	マンガン及びその化合物	1※1	1※1	1※1	1※1	—	—	—	1※1	1※1	1※1
管17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1※1	1※1	1※1	1※1	—	—	—	1※1	1※1	1※1
管24	蒸発残留物	1※1	1※1	1※1	1※1	—	—	—	1※1	1※1	1※1
管26	pH値	1※2	1※2	1※2	1※2	—	—	—	1※2	1※2	1※2
管25	濁度	1※2	1※2	1※2	1※2	—	—	—	1※2	1※2	1※2
管01	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1
管02	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1
管03	ニッケル及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
管05	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管08	トルエン	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
管09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1
管10	亜塩素酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管12	二酸化塩素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管13	ジクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
管14	抱水クロラール	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
管15	農薬類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管16	残留塩素	—	—	—	—	—	—	—	1※2	1※2	1※2
管19	遊離炭酸	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1
管20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1
管21	メチル-t-ブチルエーテル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1
管23	臭気強度(TON)	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
管27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
管28	従属栄養細菌	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1
管29	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 ① ※1は、水質基準項目の検査(試験)と重複するため水質管理目標設定項目の検査(試験)としては実施しない  
② ※2は、同日に実施する水質基準項目の検査(試験)において測定するもの

クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査頻度

検査項目	原水				浄水場の出口			給水栓			
	白根川支流 原水	木屋川 大河内原水	木屋川 橋原原水	稲見川 原水	三 浄水場送水	豊大 河内 浄水場送水	内 櫛原 浄水場 豊田西送水	今 給水栓	出 殿 給水栓	敷 殿 給水栓	居 給水栓
クリプトスポリジウム等	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
大腸菌	1※	1※	1※	1※	—	—	—	—	—	—	—
嫌気性芽胞菌	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—

備考 ※は、同日に実施する水質基準項目の試験において測定するもの

水質基準項目の試験頻度

	検査項目	木屋川水系					綾羅木川水系				
		S t . 3	木屋川ダム1 (0 m)	S t . 4	S t . 7	湯の原ダム 取水口	音無川	山根川	赤田代川	内日第1貯水池 (0 m)	内日第2貯水池 (0 m)
基01	一般細菌	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基02	大腸菌	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基03	カドミウム及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基04	水銀及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基05	セレン及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基06	鉛及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基07	ヒ素及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基08	六価クロム化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基09	亜硝酸態窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基12	フッ素及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基13	ホウ素及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基14	四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基15	1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基17	ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基18	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基19	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基20	ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基21	塩素酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基22	クロロ酢酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基23	クロロホルム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基24	ジクロロ酢酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基25	ジブロモクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基26	臭素酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基27	総トリハロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基28	トリクロロ酢酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基29	ブロモジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基30	ブromoホルム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基31	ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基32	亜鉛及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基33	アルミニウム及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基34	鉄及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基35	銅及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基36	ナトリウム及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基37	マンガン及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基38	塩化物イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基40	蒸発残留物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基41	陰イオン界面活性剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基42	ジェオスミン※1	—	4	4	4	4	—	—	—	4	4
基43	2-メチルイソボルネオール※2	—	4	4	4	4	—	—	—	4	4
基44	非イオン界面活性剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基45	フェノール類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基47	pH値	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基48	味	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基49	臭気	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基50	色度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
基51	濁度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

備考 ① ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール  
 ② ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール